# 工事特記仕様書

- この仕様書は当該工事にのみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という)によらなければ
- 2. 設計図書の照査
- 受注者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。 2-1
- 3. 施工計画書
- 3-1 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。
- 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
- 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。 3
  - 施工計画書は契約後速やかに監督員へ提出しなければならない。
- 3-2 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。
- 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。 3–3
- 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を 提出しなければならない。 3-4
- 4. 工程表
- 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかバーチャートとする。 4-1
- 完成検査、出来高検査、中間検査、段階確認、材料確認等の計画をたて明記すること。 4-2
- 4-3 週間工程表を提出すること(監督員の指示による)。

### 5. 排水処理

- 工事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を 受注者の責任において講じなければならない。 5-1
- 排水計画については、処理方法、排水経路を施工計画書に明示し、事前に監督員の承諾を得るものとし、地元自治会とも充分協議をするこ 5-2

## 6. 現場管理一般

### 3-1 保安

- (1) 必要に応じ適当なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立入りできない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、あえて監督員の指示承諾を求めるまで もなく、受注者にて自発的な措置を図り、責任をもって事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車輌の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。

### -2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は工事着工前は勿論のこと工事中においても、必要に応じて工事内容等を地元住民 および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るための必要な対策を講じること。
  - (2) 工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分強調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。
- (3) 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。

# 6-3 職員の駐在

- (1) 受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。 3

### 7. 損害補償

- 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。 7–1
- 7-2 工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、受注者で事前に調査を行うこと。

- 受注者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。 7-3
- 8. 竣工時の提出書類
- 8-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。
- 8-2 工事写真については、基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。
- 9. 検査
- 9-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。
- 9-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。
- 10. 環境対策
- 各種受注作業を実施されるにあたっては、電気、水、軽油類の節約など省エネ、省資源に努めること。 10-1
- 公共土木工事などの受注作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。 10-2
- バックホウ・振動ローラ等の重機械類については、排出ガス対策型のものを使用すること。 10-3
- 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を施工計画に明記し、整えること。 10-4
- 10-5 提出書類については、可能な限り両面コピーとすること。
- 10-6 汎用性の高い製品(県型側溝・歩車道境界ブロック等)は、リサイクル製品(三重県の認定品に限る)を使用すること。
- 10-7 廃棄物については、分別ボックスや場所を設けるなどして適切に分別・整理し、適切に処理すること。

- 11. 舗装の切断作業時に発生する濁水の処理
- 受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。 11-1
- 11-2 受注者は、濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、 監督員に提示しなければならない。
- 11-3 濁水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
- 受注者は、濁水の処分に関し、処理状況(収集・運搬・処分)を明確に把握できる写真管理を行うこと。
- 11-5 受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施する とともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているこ とを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。
- 12. その街
- 他工事との調整は監督員及び関係施行者と協議のうえ、工程調整を行うこと。 12-1
- 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員又は、関係機関へ提出する 12-2
- 受注者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更は認めない。 12-3
- 毎月末の履行状況を所定の様式に基づき作成し、毎月25日を基準日として監督員に提出しなければならない。 12-4
- 12-5「亀山市公共建築物等木材利用方針(平成 23 年 4 月 1 日)」第5の1に基づき、間伐材及び木製品を積極的に利用すること。
- 12-6 地域のゴ≷集積所の位置を確認し、収集作業に配慮すること。
- 12-7 石綿管処理が必要となった場合、石綿障害予防規則及び廃棄物処理法等の関係法令に基づき行うこと。

- 1日の作業時間が午後5時を越えると予想される場合は、午後4時までに監督員にその旨を連絡すること。 また、作業が終了次第、監督員に作業終了確認の連絡をすること。 12-8
- 農地を一時的に作業ヤード、現場事務所、資材置場、又は仮駐車場として利用する場合は、農地の一時転用など適切な対応を行うこと。 12 - 9
- As,Co 塊、土砂等の処理に伴う運搬業務について、下請を行う場合、部分下請負通知書に記載すること。また廃材運搬の処理委託 契約を締結し、監督員が求める必要書類を速やかに監督員へ提出すること。 12 - 10
- 設計図書の変更(共仕第 1 編 1-1-17)において、設計図書の訂正又は変更は発注者が自ら行うものと規定されているが、設計変更の一 層の円滑化を図る観点から下記のとおり当該工事にて試行的に運用を行う。 12 - 11
- (1) 受注者による設計図書の変更対応について
- )請負者は工事の施工に際し、契約書第 18 条に基づき工事の施工条件が設計図書と不整合が生じた場合(現地不一致、沿道地域から の変更要望等)は監督員に必要資料を添えて確認を求めるものであるが、その対応策等について監督員は受注者に検討することを協 議・指示できるものとする。また、上記以外の事項についても受注者にて検討することを協議できるものとする。なお、請負者が上記検 討を実施する場合の費用については、契約変更の対象とする。
- 2)契約書第19条に基づき発注者が設計図書を変更する場合、設計図書作成に必要な資料(図面・数量計算書等)の作成について監督員 は受注者に作成を協議・指示できるものとする。なお、受注者が上記資料を作成する場合の費用について、契約変更の対象とする。
- (2) 上記(1)に伴い、当該工事においては次のとおり費用を計上するものとする。

|        | 係数(c) |   |   |        |   |      |       |              |          |      |         |
|--------|-------|---|---|--------|---|------|-------|--------------|----------|------|---------|
| 数量     | 係数(b) |   |   |        |   |      |       |              |          |      |         |
|        | 係数(a) |   |   |        |   |      |       |              |          |      |         |
| 単位     |       | 女 | 女 | 女      | 女 | 女    | 枚     | 枚            | 枚        | 枚    | 枚       |
| 図面等の種類 |       | 国 | 図 | 面及び総断図 | 図 | 準横断図 | 般構造物図 | 構造物図         | 種工法図・展開図 | 量計算量 | 計 計 算 書 |
|        |       | 床 | 禁 | 計      | 構 | 丰    | I     | <del>-</del> | 各        | 燅    | 髭       |

用語の定義は次のとおりとする。

係数(a)・・・修正程度小(50%程度未満)のもの

係数(b)・・・修正程度大(50%程度以上)のもの

係数(c)・・・新規図面とする場合

また、本来見え消し修正可能なものを新規図面とする場合、係数(c)は適用せず、係数(a)又は(b)を適用するものとする。 なお図面タイトル、誤字修正、変更にて削除する図面、その他微少修正は費用の対象とはしない。

- (3) 作成した資料(図面・数量計算書等)は電子データにて監督員に提出するものとする。
- (4) 試行的に運用を行うため、当市の行う調査(アンケート等)について、協力を行うこと。
- 12-12 工期内に完成検査を実施することを原則とする。
- 12-13 二次製品の異なる製品との接合部において、吸い出し防止材やモルタル等を設置すること。
- 12-14 刈り草は、亀山市刈り草コンポスト化センターへ搬入すること。

三重県

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (世

| 一覧表)    |
|---------|
| (施工条件明示 |
| 特記仕様書   |

| 1                 | 1   | 記 <i>表)</i><br>: : : : : : : : : : : : : : : : : : :  |
|-------------------|---|---|
| 明不項目              | ┪   | 条 件 及 び   |
| 安全対策関係            | <ul><li>□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり</li></ul> | の配置 ( □ 別添図等  □ その他( ) □ 別途協議 ) ( □ 別添図等  □ その他( ) □ 別途協議 )   |
|                   | □ 現場での安全確保(自主施工の原則)                         | 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。   |
|                   |   | □   設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行<br>  レト指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。   |
|                   | □   その他(                                    |   |
| 工事用道路関係           |   | 経路及び使用期間の制限内容 ( □ 別添図等 □ その他( ) □   |
|                   | □□仮設道路の設置条件あり                               | 別添図等 □ その他( ) □   |
|                   |   | 用地及び構命  |
|                   |   | ( □ 別級凶等 □ 七の他 ( )  |
|                   | □ から街 ( )                                   | D   |
| 仮設備関係             | □□仮設備の設置条件あり                                | 及び借地条件  |
|                   |   | □転用あり(回)  |
|                   |   | <ul><li>□ 兼用あり(</li><li>□ 2-646 (</li></ul>   |
|                   | □   大林丁(締切指水丁)                              | このの   |
|                   |   | 高十大 こうはん かつ     高十大 こうはん かつ   |
|                   |   | □ パニスコンコンファン  |
|                   |   |   |
|                   |   | ② 受注者は、工事者手前に計画工程表等(対象工種、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議するこし、工事等五条、 もずさか 正子 ソン・ かき か かまし かん はい 目が はい はい はい かきかん はい はい はい かきかん はい はい はい しょい はい かい かまし かん はい はい はい はい かきかん はい はい はい はい はい はい はい しょく はい かい かまし かん はい |
|                   |   | ためる仕業日式といい国連を表する対象、サンダコは、Man、あ数なでは、い国はAnd・大きな、水目に数かず出る、米が、ためる作業日はり環準作業重等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業重等と 光が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。   |
|                   |   | ③ 水替工 (締切排水工) 完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。  |
|                   |   |   |
|                   | □ 仮設物の構造及び施工方法の指定                           | □ 構造及び設計条件 ( □ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 加立方法 ( )   |
|                   | □   その他(                                    | 口 その色(  |
| 建設発生土·<br>産業廃棄物関係 |   | □  受入地の条件 ( □ 別途図面  |
|                   |   | 受入地末定につき別途協議する。( 乙 暫定運搬距離L= 8 km、 Q その他 (   |
|                   | ☑ 産業廃棄物の処理条件あり                              | Z   産業廃棄物の種類 ( Z コン塊 Z アス塊 □ 木材 Z 汚泥 □ その他( ))  |
|                   |   | □ 処分場の受入条件 () () () () () () () () () () () () ()   |
|                   |   | <ul> <li>■ 開放式が同じますがたな。</li> <li>・ 日本イントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(泥水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有するり断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。</li> <li>・ 「</li></ul>  |
|                   |   | ・岡正に応生」するには、・昭米約が生火で用加に関する広中」に超って、圧米死米約の折出事業者(文正者)が生米既米物の近年を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員に提示しなければならない。   |
|                   |   | □   舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。   |
|                   |   | 一人その他(  |

上記文記美務事項・条件及び内谷のレ印当診欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので財がする。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

三重県

|          |                                       | 特記仕様書(施工条件明示一覧表)  | No.3 |
|----------|---------------------------------------|---|------|
| 明示項目     | 明示事項                                  | 条件及び内容  |      |
| 工事支障物件関係 |                                       | Z   支障物件名 ( □ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道   Z   ガス □ 有線 □ その他 ( ) 分割  |      |
|          | 口 その他                                 | <ul><li>一 から 告 (</li></ul>  |      |
| 薬液注入関係   | □   薬液注入工法等の指定あり                      | □ 設計条件( )     工法区分( )     材料種類( )     施工範囲( )       □ 削孔数量( )     注入量( )     その他( )   | _    |
|          | □ 提出書類あり<br> □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 | □   工法関係(   |      |
|          | □ かの街 ( )                             | <ul><li>口 かの ( )</li></ul>  |      |
| 再生材使用関係  | 区 再生材使用の指定あり                          |   |      |
|          | □ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験)           | 行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記   |      |
|          | ☑ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく                | 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は  | 篆    |
|          | 認定製品の使用について                           | (認定製品の品名:□ 盛土材   □ 埋戻し材 □ サンドクッション材 □ 上層路盤材  ☑ コンクリート二次製品   □ メン・スンド   □ なのめ /  |      |
|          |                                       | ■ クレーナンル □ で使用する場合は、三重県リー   |      |
|          | 7 8 8 7                               | (認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 )<br>  コラの44 /  |      |
| その色      | □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ | ここの回  |      |
|          | □ 現場発生品あり                             | 品名 ( ) 数量 ( ) 保管場所 ( )  |      |
|          | □支給品あり                                | 品名 ( ) 数量 ( )   |      |
|          |                                       | 和 年 月 日) その他(   |      |
|          | □ 盛土材等工事間流用あり                         | 運搬方法 (□受注者で運搬□受注者以外で  |      |
|          |                                       | □   引渡場所( □   別添凶等 □   別途協議 □   その他( )    数量( □ )    数量( □ )    類量( □ )    144年    154年    154年 |      |
|          | □ 現場環境改善費適用工事                         | □   現場環境改善の内容(率分)(  |      |
|          |                                       | □ 現場環境改善の内容(積上)(  |      |
|          | □   水の街(                              | □   小の奇(  |      |

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 世

三重県

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (世

No.5

| 11<br>11  | 11   |  |
|---|--|--|
| 切 不 垻 目   | 明 小 事 項  | ※ 件 及 ら み や  |
| 産業廃棄物税  | ☑ 産業廃棄物税   | ス本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。  |
| 工事カルテ<br>作成・登録  | ☑ 工事カルラ作成・登録   | ☑   三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。  |
| 建設副産物情報<br>交換システム                                     | ☑ 建設副産物情報交換システム  | 区   三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。  |
| 下 下 計 関 係 水 計 報 条 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ | 下請企業の次数制限  | ☑ 本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。<br>上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。  |
| 県内企業<br>使用<br>個内企業<br>優先使用                            | □ 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用                              | <ul><li>□ 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方(2次以下の請負人を含む)を三重県内に本店(建設業法において<br/>規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内<br/>に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請け<br/>に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。</li></ul>   |
| 県内産製品 優先 伊用   | ☑ 建設資材の県内産製品優先使用                                       | <ul><li>☑ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。</li><li>☑ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。</li></ul>  |
| 不当介入を<br>受けた場合の<br>措置<br>措置                           | 区 不当介入を受けた場合の措置  | <ul> <li>☑ 暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について         <ul> <li>(1) 受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</li> <li>(2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</li> <li>(3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</li> </ul> </li> </ul> |
| 工事実態調査  | □ 工事実態調査   | □   三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、<br>  同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。  |
| 社会保險等未加入的務策   | <ul><li>☑ 社会保険等未加入対策<br/>(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)</li></ul> | 図 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。<br>受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。  |

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体 等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

### 積算条件

- ① 分別解体等の方法
- ※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

| 工程 | 工程     | 作業内容     | 分別解体等の方法(※)  |
|----|--------|----------|--------------|
| ~  | ①仮設    | 仮設工事     | □手作業         |
| ح  |        | □有 ■無    | □手作業・機械作業の併用 |
| 0  | ②土工    | 土工事      | □手作業         |
| 作  |        | ■有 □無    | □手作業・機械作業の併用 |
| 業  | ③基礎    | 基礎工事     | □手作業         |
| 内容 |        | ■有 □無    | □手作業・機械作業の併用 |
| 及  | ④本体構造  | 本体構造の工事  | □手作業         |
| び  |        | ■有 □無    | □手作業・機械作業の併用 |
| 解  | ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事 | □手作業         |
| 体  |        | ■有 □無    | □手作業・機械作業の併用 |
| 方  | ⑥その他   | その他の工事   | □手作業         |
| 法  | (撤去工)  | ■有 □無    | ■手作業・機械作業の併用 |

### ② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、 自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設 を想定している。

- 2. 元請業者から発注者への書面による事前説明(建設リサイクル法12条関係) 少なくとも以下の事項について説明する。
  - ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
  - ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
  - ・ 工事着手の時期及び工程の概要
  - ・ 分別解体等の計画
  - ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の 見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1(建築物に係る解体工事)、別表2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様換))、別表3-1、3-2(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

- 3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について 契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものと する。
  - (1) 解体工事に要する費用
  - (2) 再資源化等に要する費用
  - (3) 分別解体の方法
  - (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

### 工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用(例)

< 共通仮設費>

- ●労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・ 交通費
- ●現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

### <現場管理費>

- ●現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ●現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ●遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象 外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や 工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。) であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受 注者が本県と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合 がある。